

○高梁川用土地改良区役員選任規程（定款附属書）

平成10年10月23日（制定）

平成19年 9月20日（改正）

令和 2年 4月22日（改正）

（役員の被選任権）

第1条 次に掲げる者は、役員の被選任権を有しない。

- 一 組合員でない者
 - 二 法人
 - 三 未成年者
 - 四 破産者で復権のできないもの
 - 五 禁錮以上の刑に処せられた者でその執行を終るまでのもの又はその執行を受けることがなくなるまでのもの
- 2 組合員でない監事の選任については前項の規程にかかわらず、前項第2号から第5号までに掲げる者は、監事の被選任権を有しない。

（役員の選任）

第2条 役員のうち理事は、各被選任区につきその区域に所属する組合員のうちから選任するものとする。ただし、学識経験者として、別表に定める各被選任区ごとの定数にかかわらず、学識経験理事1名を選任する。

- 2 役員のうち土地改良法（以下「法」という。）法第18条第6項各号に該当する監事（以下「員外監事」という。）は、組合員でない監事の候補者のうちから、その他の監事と区分して、それぞれ選任する。
- 3 前2項の規定による役員の被選任区及びその区域から選任すべき役員の定数は、別表の通りとする。
- 4 組合員である被選任人の所属の被選任区は、その組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の所在地による。この場合において、その被選任人の組合員たる資格に係る権利の目的たる土地が2以上の被選任区にあるときは、当該被選任人が指定して土地改良区に届けた土地（当該届出がないときは、土地改良区が指定した土地）の所在地による。

（選任の時期）

第3条 役員の任期満了による選任は、その任期満了の日前60日から10日までに、その他の選任にあつては、これを行うべき事由が生じた日から30日以内に行わなければならない。

（選任の議決）

第4条 役員は、総代会の議決によって選任する。

（選任の議案）

第5条 役員の選任に関する議案は、理事長がこれを総代会に提出する。

- 2 理事長は、役員の選任に関する議案を総代会に提出するには、定款附属書総代会選挙規程第2条第2項に規定する総代の各選挙区の総代から選ばれた者をもって構成する推薦会議において被選任人と

して推薦された者につき、議案を作成してしなければならない。

第6条 推薦会議は、前条第2項の規定により被選人として推薦しようとするときは、あらかじめその者の承諾を得ておかななければならない。

(選任議決の投票)

第7条 第4条の議決は、無記名投票で表決をとる。

2 前項の投票は、総代自ら、総代名簿との対照を経て所定の投票用紙に賛否を記載し、理事長の示した時間内にこれを投票箱に入れて行わなければならない。

第8条 議長は、投票が終ったときは、あらかじめ総代会において選任した立会人2人以上立会のうえ、投票箱を開き、投票を点検し、直ちにその結果を宣言しなければならない。

2 被選人は、前項の立会人となることができない。

(投票の無効)

第9条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

- 一 所定の用紙を用いないもの
- 二 賛否の確認し難いもの

(選任の確定及び役員の就任)

第10条 役員の選任に関する議案が総代会において可決されたときは、理事長は、直ちに役員に選任された者（以下「被選人者」という。）にその旨を通知し、同時に被選人者の住所、氏名、所属被選任区名及び理事又は監事の別を公告しなければならない。

2 被選人者は、前項の規定による公告があったとき、役員に就任するものとする。ただし、第11条若しくは第12条の選任又は法第29条の3の改選、法第29条の4の規定による役員の選任、法第134条第2項の改選若しくは法第136条の規定による決議の取消しによる選任の場合を除き、公告の時が現任役員の任期満了前であるときは、その任期満了の日の翌日に就任するものとする。

(再選任)

第11条 被選人者が、第1条各号の一に該当することとなったこと、第2条第3項に規定する被選任区を異動したこと若しくは死亡したことによって選任すべき役員の数に達しなくなった場合又は法第136条の規定による決議の取消しの結果被選人者がなくなり若しくは被選人者が選任すべき役員の数に達しなくなった場合は、その不足の員数につき、再選任を行わなければならない。

(補欠選任)

第12条 役員の一部が欠けた場合は、その不足の員数につき、補欠選任を行わなければならない。ただし、欠員数が、それぞれ理事の定数の3分の1未満であるとき、若しくは監事の定数の3分の2未満であるとき、又は役員に欠員を生じた時が役員の任期満了前3月以内であるときは、監事が1人となる場合及び員外監事の全員が欠けた場合を除き、次の総代会まで補欠選任を行わないことができる。

附 則

この規程は平成10年10月23日より施行する。

附 則

この変更規程は、令和2年4月22日（認可日）より施行する。

別表（第2条）

被選 任区	被 選 任 区 域	定 数 (人)		
		理事	学識経 験理事	監事
第1区	定款附属書総代選挙規程第2条第2項の第1区、第3区、第4区、第6区、第7区	3	1	2
第2区	定款附属書総代選挙規程第2条第2項の第2区、第5区	1		
第3区	定款附属書総代選挙規程第2条第2項の第8区、第9区、第10区、第11区、第12区、第13区、第14区	5		2
第4区	定款附属書総代選挙規程第2条第2項の第15区、第16区、第17区	2		
計		11	1	4